

生徒手帳

生徒心得

1. 服装

(1) 通学には本校指定の制服を着用すること。

① 夏服着用規定 (6月1日～9月30日)

1 白ワイシャツ又は白無地ポロシャツに規定のスラックス又はスカートを着用すること。

2 寒い時はブレザーの着用を認める。ただし、ネクタイ又はリボンを着用すること。

3 無地の白、紺、黒、グレーのVネックセーター、ベスト（ネクタイ、リボンの着用を確認できるもの、ボタン付きは不可）の着用を認める。

② 冬服着用規定 (10月1日～5月31日)

1 白ワイシャツに規定のブレザー（校章ピンバッジ付き）、スラックス又はスカートを着用すること。

2 本校規定のネクタイ又はリボンを着用すること。

3 ブレザーの下に、無地の白、紺、黒、グレー、茶、ベージュのVネックセーター・ベスト（ネクタイ、リボンの着用を確認できるもの、ボタン付きは不可）の着用を認める。

4 天候にかかわらず、登下校時には必ずブレザーを着用すること。

5 寒い日の登下校時は、華美でないものに限りブレザーの上にコートの着用を認める。

③ 禁止事項

カーディガンやパーカー、スウェット、ルーズソックス、認められていない色のVネックセーター・ベスト・カラーワイシャツ・ポロシャツの着用は禁止する。違反の場合は、預かり又は再登校の指導を行う。

(2) 通学時には革靴又は運動靴をはいてくること。

(3) 体育館履きは学年別に指定されたものを使用すること。

(4) 制服の改造（スカート丈のカット等）は禁止する。万一改造した場合、取り上げとなり新たに買い直しの対象となる。

2. 頭髪及び装飾品

(1) 頭髪の染色、アイロンによる脱色等、手を加えることを禁止する。違反の場合は、もと通りに復元することとする。

(2) 進路決定のためにおこなう面接等の進路指導に対応できない髪型は禁止とする。

(3) エクステンション（つけ毛）は禁止する。

(4) ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品の着用は禁止する。違反の場合は取り上

げ、指導を行う。

(5) 化粧・マニキュア等は禁止する。

3. 登校、下校、休日登校

(1) 8時から8時30分までに登校すること。

(2) 始業時刻は午前8時35分、授業終了は午後3時10分、下校時刻は午後5時、ただし、特別教育活動等でやむを得ない場合は、60分間延長することができる。

(3) 欠席、遅刻、早退、欠課をする場合は、事前に生徒手帳に理由を書き、保護者の認印を受けて学級担任に提出すること。

(4) 急な遅刻や欠席をする時は、必ず保護者より8時から8時20分までに電話連絡(03-3973-3154)してもらうこと。

(5) 休業日(土・日曜・祝日)に登校する場合は、事前に関係の教員に申し出て許可を得ること。

(6) 自転車通学をする生徒はレインウェアを持参し、自転車通学申請書を提出し、生徒部の許可を得ること。自転車には、本校指定の学年別ステッカーを自転車の後部に貼ること。

(7) 自転車利用者は保険に加入しなければならない。(東京都条例)

(8) 自転車は、校内の指定の駐輪場に置くこと。

(9) 自転車の傘差し運転や、傘を自転車に差しての登下校は禁止する。雨天時には必ずレインウェアを着用すること。違反の場合は指導の対象となる。

(10) 登下校時の、原動機付自転車、自動二輪車、自動車等の使用及び同乗することを禁止する。

4. 非常時の取り扱い

(1) 交通ストの場合

午前7時現在、JR山手線、JR埼京線、西武池袋線、東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線のいずれかのストライキが解決されていない時は自宅学習とする。

(2) 台風、大雨、大雪の場合

板橋区、北区、豊島区、練馬区の4区全てに大雨、暴風、大雪、暴風雪の特別警報、警報のいずれかが発令された場合は、自宅待機とする。ただし、全ての特別警報、警報が解除された場合は下記の措置とする。

全ての特別警報、警報が午前11時30分までに解除されなかった場合は、休校(自宅学習)とする。

① 午前7時現在

上記いずれかの警報が発令中の場合

…自宅待機 ※午前9時に再度確認

② 午前9時現在

上記いずれかの警報が発令中の場合

…自宅待機 ※午前 11 時 30 分に再度確認

解除された場合

…第 3 時限目から授業 (10:35SHR)

③ 午前 11 時 30 分現在

上記いずれかの警報が発令中の場合

…休校 (自宅学習)

解除された場合

…第 5 時限目から授業 (13:15SHR)

なお、定期考查中は午前 7 時現在のみの判断とし、午前 7 時現在、板橋区、北区、豊島区、練馬区の 4 区全てに大雨、暴風、大雪、暴風雪の特別警報、警報のいずれかが発令された場合は、自宅学習とする。

(3) 非常事態宣言、地震警戒宣言発令の場合

自宅待機とする。

5. 諸届願

盜難、紛失、校外活動などの届、公認欠課などの願は 8 ページの一覧表に基づいて提出する。

6. 保健

(1) 校内で負傷したり、病気になったりした時は、直ちに教員に届け出る。

(2) 学校内及び登下校時における負傷の治療費は日本スポーツ振興センターより支給されるので、保健室に届けて手続きをとること。(ただし、加入者に限る)

(3) 保健室には教員の許可を得て入ること。

7. 校内生活

(1) 登校後、全ての授業終了までは、校外に出てはならない。やむを得ない事情のある場合は、教員の許可を得ること。

(2) ポスターなどは、生徒会関係のものは生徒会長の許可を、それ以外のものは生徒部の許可を受け、所定の場所に掲示する。掲示期間が過ぎた時は、掲示者が責任をもって撤去すること。

(3) 校内の諸施設、備品などを破損した時は、直ちに担任又は関係の教員に連絡すること。

(4) 昼食は原則持参すること。忘れた場合も、外出することはできない。

(5) 上着、靴、教科書等、全ての持ち物には必ず記名すること。

(6) 学校生活に不必要的物品、高価な物品は持ち込まないこと。

(7) 貴重品は身に付けるか、ロッカーにしまうこと。ロッカーには必ずカギをかけること。

(8) 携帯電話は、授業時間帯には必ず電源を切り、かばんにしまうこと。

8. 定期考查

1 定期考查規定

定期考查において、生徒は次の各項を守り、不正行為なく受験する。

- (1) 下敷きは机の表面が特に不良の時に、監督の教員の許可を得てから使用する。
- (2) 考査中の筆記具、用具の貸借はしない。やむを得ない時は監督の教員の指示に従うこと。
- (3) 考査中は、携帯電話の電源を切り、教科書、ノート、参考書等をかばんに入れ、椅子の下に置く。筆箱は机上におかない。また、ひざ掛けの使用は不可とする。
- (4) 考査中は退出できない。
- (5) 答案は終了の合図とともに列の最後尾の生徒が、着席している生徒から答案を受領し、番号順に揃え提出する。
- (6) 定期考查期間中及び考査前1週間は、ホームルームを除く特別活動を原則として禁止する。
- (7) 出席番号順に着席する。

2 定期考查における欠席

考査を欠席する場合は事前に保護者より学校に連絡を入れてもらうこと。

3 考査中の不正行為

考査中に不正行為をした者は、確認の上、特別指導とする。

9. 校外生活

- (1) 事故、病気、災害などの場合は、直ちに学校に連絡すること。
- (2) アルバイトは禁止とする。やむを得ない事情がある場合は、保護者より申し出て許可を得ること。
- (3) 安易にインターネット上に学校名、個人名、写真を出さないこと。